

●徴収猶予

	個人住民税、法人町民税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
猶予対象者	①②の両方に該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月以降、1か月以上の期間において、収入が前年の同じ時期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②納期限までに税を納めることが困難であること。	新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月以降、収入が前年に比べて減少していること。	世帯の生計を担う方が次のいずれかに該当する場合 ①財産に大きな損失が生じた。 ②死亡か重い傷病を負った。 ③事業を廃止か休止した。 ④事業に大きな損失を受けた。
猶予期間	納期限から1年間	申請日から6か月	納期限から6か月
申請期限	①納期限が過ぎている場合は令和2年6月30日まで ②納期限前の場合は、納期限まで	決まり次第お知らせします。	①納期限が過ぎている場合は令和2年6月30日まで ②納期限前の場合は、納期限まで
必要書類	申請書と収入の減少が分かる書類 (売上帳、出納帳、預金通帳等)	申請書と収入の減少が分かる書類 (売上帳、出納帳、預金通帳等)	申請書と収入の減少が分かる書類 (売上帳、出納帳、預金通帳等)
問合せ	税務課収納係 ☎28・0926 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917	保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917	保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

●国民年金保険料の免除と猶予

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより保険料の免除申請ができます。

対象者	①②の両方に該当する方 ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方 ②令和2年2月以降の事業・勤務の状況からみて、令和2年中の所得が下記の免除基準の所得になることが見込まれる方
免除・猶予	免除の割合は本人・配偶者・世帯主の所得と所得見込額によって決まります。
	全額免除 所得が (扶養親族の数+1) × 35万円+22万円) 以下になる見込み
	75%免除 所得が (78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等) 以下になる見込み
	半額免除 所得が (118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等) 以下になる見込み
	25%免除 所得が (158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等) 以下になる見込み
納付猶予	50歳未満の本人と配偶者の所得及び所得見込額が一定以下の方は、保険料の納付を猶予されます。
学生納付特例	本人の所得見込額が一定以下の学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予されます。
免除・猶予される期間	令和元年度分(令和2年2～6月分) ※令和2年度分(令和2年7月以降)は、改めて申請が必要になります。
	学生納付特例 令和元年度分(令和2年2～3月分)、令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月分)
必要書類	①マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・通知カード等) ②本人確認書類 ③印鑑 ④離職票等の写し(失業等により免除申請される方) ⑤在学証明書か、学生証(学生納付特例制度の申請をされる方) 日本年金機構ホームページから申請書がダウンロードできます。郵送での申請をぜひご利用ください。 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html
問合せ	名古屋西年金事務所 ☎052・524・6855 住民課住民・年金係 ☎28・0966